

1 1. 変動金利定期預金規定

—複利型・個人—

第1条（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

第2条（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（前記1.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第3条により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年以上	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条（規定の準用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金等共通」が適用されるものとします。

以上